

議案第2号関連資料

明石市保健所設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

保健福祉の向上を図る活動などに対して貸出しを行ってきたあかし保健所1階の多目的ホールについて、施設の更なる有効活用、産業の振興及び歳入確保を図る観点から、保健福祉以外の活動に対しても、部分的に貸出しを開始するため。

2 改正の概要

(1) 使用を許可しない要件の改正（第4条第2項）

- ① 要件の一つとして規定していた「営利を目的として事業を営む者による物品の販売その他の営業行為を行うために使用するものと認めるとき」を削除します。
- ② 「保健衛生団体、福祉団体その他市長が別に定める者以外の者が、保健所の執務時間中に使用しようとするとき」を、要件の一つとして新たに追加します。

※上記の改正により、営利事業も含めた保健福祉以外の活動に対しては、あかし保健所の執務時間外である夜間・休日に限り、使用を許可します。なお、準備のために使用するときは執務時間内の使用を可とします。

(2) 営業行為で使用する場合の使用料の設定（別表）

現行の使用料とは別に、「営業行為」で使用する場合の使用料について、市内類似施設を参考に、新たに設定します。

また、「営業行為」を以下のとおり定義します（準備で使用する時を含む）。

- ア) 入場料、出展料その他名称のいかんを問わずこれらに類するものを徴収する行為
- イ) 商品の展示又は販売を目的とする行為
- ウ) 企業、団体等の宣伝又は勧誘を行う行為

※使用料

使用区分		午前/9～12時 夜間/18～21時	午後/13～17時	午前・午後/ 9～17時 午後・夜間/ 13～21時	1日/9～21時	超過料金 (30分につき)
全面	営業行為	66,600円	88,700円	154,900円	221,500円	11,200円
	営業行為以外	22,000円	29,300円	51,200円	73,200円	3,700円
1/2面	営業行為	33,300円	44,200円	77,500円	110,800円	5,400円
	営業行為以外	11,000円	14,600円	25,600円	36,600円	1,800円
1/4面	営業行為	16,600円	22,100円	38,700円	55,400円	2,700円
	営業行為以外	5,500円	7,300円	12,800円	18,300円	900円
1/8面	営業行為	8,500円	11,200円	19,400円	27,800円	1,500円
	営業行為以外	2,800円	3,700円	6,400円	9,200円	500円

3 施行期日

令和8年5月1日

4 その他

下記事項について、規則で定めて運用します。

- ① 現在、貸出しを行っている保健衛生団体、福祉団体等については、1か月の優先受付期間を設けます。

	保健衛生団体、福祉団体等	左記以外の者
全面	使用日の7月前	使用日の6月前
1 / 2面 1 / 4面	使用日の5月前	使用日の4月前
1 / 8面	使用日の3月前	使用日の2月前

- ② 使用料の減免は、市の主催・共催事業のほか、市内の保健衛生団体、福祉団体が使用する場合に行います。